

一般社団法人 長崎県薬剤師会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県薬剤師会定款第37条の規定に基づき、一般社団法人長崎県薬剤師会（以下「本会」という。）の役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）その他の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(総額)

第3条 役員報酬の年総額は、500万円以内とする。ただし、総額は、総会において承認を得るものとする。

(報酬の支給)

第4条 本会は理事に対して、次条に定めるところにより報酬を支給する。なお、費用については、本会の旅費規程等に従い別途支払う。

- 2 本会の監事には、月次会計監査、決算会計監査、事業監査及び理事会出席等の報酬として1日あたり第6条に定めるところにより報酬を支給する。
- 3 本会の役員には、賞与は支給しない。

(理事の報酬額等)

第5条 理事の基準報酬は、基本額に役員係数を乗じた額を月額とする。

なお、職務の遂行に必要な費用については、本会旅費規程等に従い別途支払う。

- 2 基本額は、5千円とする。
- 3 役員別係数は、次のとおりとする。

役職名	係 数	備 考
会 長	20	
副 会 長	4～6	
専務理事	4～15	
常務理事	2	
理 事	0.5	

(監事の報酬額等)

第6条 監事の基準報酬は、基本額に職務別係数を乗じた額を職務遂行の都度支給する。

なお、職務の遂行に必要な費用については、本会の旅費規程等に従い支払う。

2 基本額は1万円とする。

3 職務別係数は、次のとおりとする。

	摘要	係数
一	主として月次会計監査、決算会計監査を行うとき	
	外部監事	2
	正会員監事	1
二	主として業務監査を行うとき及び理事会出席等のとき	1

(支給日及び支給方法)

第7条 理事の報酬は現金又は振込により毎月21日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。ただし、報酬は、現金又は振込により事業年度末までに年額を一括支給することができる。

2 報酬は法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の議を経て、総会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成30年3月21日から施行する。

3 本附則2のうち、第5条第3項(専務理事の係数)については、当該年度に限り当該年度初日から適用する。